平成２２年（フ）第３２７号
大阪府泉大津市菅原町14番10号ハイツ菅原Ｂ212号、前住所大阪府泉大津市春日町４番16―507号
債務者　橋本佐百合
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３４３号
大阪府泉大津市二田町１丁目３番10号、前住所大阪府泉大津市本町３番７号
債務者　下村　　保
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５３号
大阪府泉佐野市松風台２丁目１番１号
債務者　池宮　昌孝
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
大阪府和泉市和気町２丁目３番２ー1406号、前住所大阪市港区築港４丁目９番11号
債務者　姫田　清美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
大阪府阪南市舞４丁目37番24号、前住所大阪府河内長野市上田町30番地の２―1005号
債務者　野田　英博
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
大阪府阪南市石田600番地の６―31棟203号
債務者　上原　典子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
大阪府和泉市黒鳥町３丁目12番36号102
債務者　吉岡　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
大阪府泉佐野市鶴原２丁目２番56―506号、前住所千葉県市原市五井3976番地１ヴィア・ラークテアＢ―102
債務者　井関美津代（旧姓成川・新屋）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
大阪府泉佐野市下瓦屋６丁目３番15号
債務者　畠山　安代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
大阪府泉南市樽井８丁目６番５―206号
債務者　辻野　留春
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
大阪府泉南市男里７丁目24番20号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―１―817
債務者　大津　敬二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
大阪府泉南市男里７丁目24番20号、前住所大阪府和泉市小田町586番地の１―１―817
債務者　大津　容子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
大阪府泉大津市東助松町３丁目７番５―403号
債務者　四元　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
香川県東かがわ市引田2233番地２
債務者　中川　　淳
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７９号
香川県木田郡三木町大字井上639番地１
債務者　宮川ちえみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２１５号
長崎県長崎市大園町６番３―306号
債務者　中山　壽子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
長崎県長崎市小江原４丁目４番３―302号
債務者　小野　清三
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　長崎地方裁判所民事部破産係